

入院時食事療養費(Ⅰ)に係る食事療養

当院では、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

静岡県立総合病院 栄養管理室

食事療養費標準負担額は以下のとおりです。

A	一般(下記B, C, D以外の人)	1食 510 円	
B	C, Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等 または指定特定医療を受ける指定難病患者	1食 280 円	
C	住民税非課税世帯に属する人 (D以外の人)	過去1年間の入院日数が 90日以内	1食 240 円
		過去1年間の入院日数が 90日超	1食 190 円
D	住民税非課税世帯のうち70歳以上で所得が一定の基準に満たない人	1食 110 円	